# 高津区上作延地区 住居表示検討委員会小委員会 第1回

# 次 第

- 日 時 令和3年10月7日(木)午後5時から午後6時まで
- 場 所 上作延町会会館
- 1 挨 拶 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課長
- 2 議 題
  - (1) 住居表示実施の対象区域について 【資料1-1】
    - ・上作延地区地図 【資料1-2】
  - (2) 新町界案の検討について
    - ・新町界・新町名の検討ポイント 【資料2】
    - ・平瀬川北側・町割案、平瀬川南側・町割案 【資料3-1、3-2】
  - (3) その他
- 3 配布資料
  - 資料1-1 住居表示実施の対象区域について
  - 資料1-2 上作延地区地図
  - 資料2 新町界・新町名の検討ポイント
  - 資料3-1 平瀬川北側·町割案
  - 資料3-2 平瀬川南側·町割案

# (事務局)

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当:田中、平山、萩本

電話: 044-200-2736

# 第1回上作延地区住居表示検討委員会摘録

日 時: 令和2年10月23日(金)午後7時00分~午後8時00分

場 所:上作延町会会館 出席者:下表のとおり

事務局:戸籍住民サービス課 渡辺課長、田中課長補佐、五味職員、萩本職員

平山職員

# 【挨拶】戸籍住民サービス課長

# 【議題(1)】検討委員会の名称・規約・役員の選任について(資料1)

- ○事務局から規約(案)を説明し、委員会名、委員長・副委員長の選任、会議 の運営について次のとおり決定した。
  - ・委員会名称は「上作延地区住居表示検討委員会」に決定。
  - ・委員長は浅田会長(上作延町会)、副委員長は水科副会長(上作延町会)、 大滝会長(上作延団地自治会)に決定。
  - ・第5条第3項の「会議の議事は、」の後に「出席委員の」の語句を追加し、 「会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、」とする。
  - ・規約は本日(令和2年10月23日)から施行。

# 【議題(2)】検討委員会の役割について(資料2)

- ○事務局から資料2を説明し、検討委員会の役割のうち、「お知らせ」、「チラシ」全戸配布について議論された。その結果、全戸配布は事務局で対応することで了承された。
- ○事務局から上作延地区の町界(参考資料1)を説明。上作延と向ケ丘の町界は道路等の恒久的な施設で区分されていない箇所があり、住居表示と併せて合理的な町界にするために検討が必要なことを説明。詳細については、上作延町会選出委員による小委員会で検討することで了承された。

# 【議題(3)】検討委員会設立のお知らせ(案)について(資料3-1、3-2) 【議題(4)】その他

今後のスケジュールについて(参考資料2) 住居表示の実施基準等について(参考資料3)

○資料、参考資料について意見や修正がある場合は11月6日(金)までに戸

籍住民サービス課へ提出することで了承。(→その後意見なし)

○会議摘録は次回の開催通知と一緒に送付し、各委員の確認を得たのちに、市 ホームページに掲載することで了承。

上作延地区住居表示検討委員会 委員一覧

THEADERASA SA A								
出欠		氏 名	役 職	所属				
出席	1	淺田 幾美	委員長	上作延町会				
出席	2	水科 宗一郎	副委員長					
出席	3	大滝 登一	副委員長	上作延団地自治会				
出席	4	斉藤 安男	委 員	上作延町会				
出席	5	三田 敏幸	委 員					
欠席	6	金子 貞視	委 員					
出席	7		委 員	上作延公社住宅自治会				
出席	8	志田 袈裟義	委 員	· 上作延第2住宅自治会				
出席	9	桑田 仁	委 員					
出席	10	植木 明	委 員	・不動ヶ丘共同住宅自治会				
出席	11	郷 澄子	委 員					
欠席	12		委 員	不動ヶ丘第2団地自治会				
出席	13	大塚 明宏	委 員					
出席	14	加々見 元弘	委 員	上作延第1自治会				
欠席	15	今野 昭二	委員					

(順不同・敬称略)

※三井化学自治会長及び管理会社の傍聴(2名)あり。

# 上作延地区住居表示検討委員会規約

### (目的及び設置)

第1条 上作延地区において地域住民等の意見を反映した住居表示事業を実施するため、上作延地区住居表示 検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。
  - (1) 住居表示実施に伴い新たに設定される町の区域及び町の名称に関すること
  - (2) 住居表示実施に伴う従来の町の区域の変更に関すること
  - (3) その他住居表示実施を検討するにあたり必要な事項

### (委員長及び副委員長)

- 第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (組織)

- 第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 実施予定地区の住民組織等の代表者
  - (2) 関係地区の住民組織等の代表者
  - (3) その他委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、住居表示実施までの期間とする。
- 3 委員の退任、変更は委員会の承認を必要とする。

### (会議)

- 第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、半数以上の委員が出席することによって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。
- 5 委員会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見の照会等を行うことができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課が事務局として行う。

### (委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則

この規約は、令和2年10月23日から施行する。

# 1 住居表示実施の対象区域について

# (1) 市街化調整区域の住居表示実施の有無について

### 〈実施案〉

住居表示の対象区域に含めない。

# 〈理 由〉

- ・住居表示に関する法律では、原則として市街地を対象としていること。
- ・大部分は墓地であり住居表示実施の必要性は低いこと。

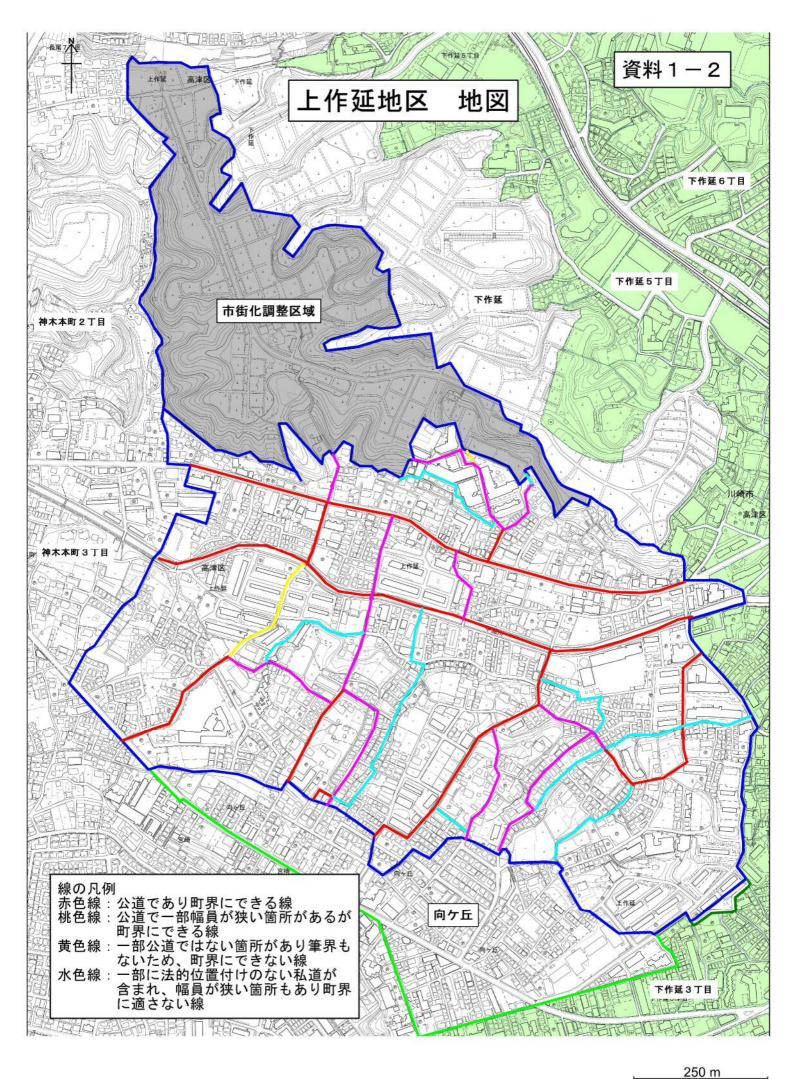
# (2) 向ケ丘の住居表示実施の有無について

# 〈実施案〉

住居表示の対象区域に含めない。

# 〈理由〉

- ・地番は順序よく並んでいること。また、街区 (ブロック) の形状も整っている こと。
- ・向ケ丘地区住民からは住所(主に町名)が変わることに反対する意見が寄せられていること。
- ・上作延地区と比較して住居表示の要望は少なく、現在のところ住居表示に関する合意形成は難しいこと。



### 新町界・新町名の検討ポイント

#### 1 町名の定め方

- ・原則、従来の名称(地元で古くから使われている呼称も可能。)。
- ・新たに町名をつける場合は歴史・伝統・文化の上で由緒ある名称を選択。

#### 2 町の境界

- ・町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路など恒久的な施設などとする。
- ・実施区域の状況等によっては、公共溝渠、コンクリート塀などであっても、それが恒久的な施設として認められるものについては、町の境界としてもさしつかえない。

#### 3 町の境界線

- ・道路のうち、おおむね東西に通ずるものは、原則として南側の側線とする。
- ・道路のうち、おおむね南北に通ずるものは、原則として東側の側線とする。

#### 4 町の形状

境界が複雑に入り組んだり飛び地が生じないよう、できるだけ簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。

#### 5 町名及び丁目の数

- ・町名を細かくすることは可能。
- ・町名に丁目をつける場合は1つの町名に対しておおむね、5丁目程度が望ましい。

#### 6 町の数と住居表示の効果

- ・町の面積が小さいと目的地等が特定しやすくなり、住居表示の効果が上がる。
- ・町の範囲については15ha~25haが望ましい。

町の数	1 つの場合	2つの場合	3~4つの場合	5つ以上(その他)	
	・町全体のため一	・目的地及び所	・町の面積が小	・町の面積が小さく目的	
特徴	体感が生まれる	在地がある程	さく目的地及	地及び所在地がかなり	
	・街区番号が1つ	度、特定される	び所在地が特	特定できる	
	のため町名に続	・地域の特色が	定できる	・町名に続く住所の数字	
	く住所の数字が	強調される	・町名に続く住	がより小さくなる	
	大きくなる		所の数字が小	・分筆を要する可能性有	
			さくなる	・合筆に影響が生じる可	
				能性有	
町の数に対する	上作延地区住居表	・主要な道路や水路等で区切る			
町割りの例	示対象区域	・旧字界で区切る			
		・町内会の範囲で区切る			
想定街区(※)	150以上	50~110	20~110	20~35	

※建物が多いところは、街区を分割すると枝番が生じにくくなる。 ※新しい町名を定めた場合は新しい郵便番号が必要となる。



●「丁目」を付けない事例

地 域 : 中原区今井地区

町の広さ:67.7ha

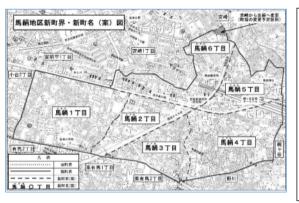
町名の特徴:従来の町名を活かしている。

従来の町名: 今井上町

今井西町 今井仲町 今井南町

丁 目 数:なし

最大街区数:37(23.67ha) 最小街区数:13(15.34ha) 実 施 日:平成27年9月7日



●「丁目」を付けた事例

地 域 : 宮前区馬絹地区

町の広さ: 102.6 ha

町名の特徴:従来の町名を活かして

いる。

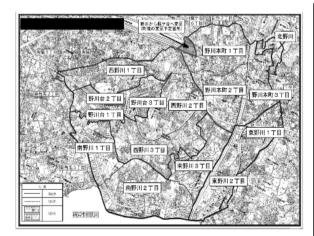
従来の町名:馬 絹

丁 目 数:6

最大街区数: 44街区(24ha) 最小街区数: 12街区(11ha)

実 施 目:平成28年10月17日

平成29年11月20日



●「新町名」と「丁目」を付けた事例

地 域 :野川地区

町の広さ: 265.58ha (宮前区)

4 2.5 5 ha (高津区)

町名の特徴:実施区域が広域のため、

従来の町名 (呼称) を基

に新町名を検討した。

従来の町名:野 川

丁 目 数:宮前区→12

高津区→ 3

最大街区数:64街区(39ha)

最小街区数: 8街区(4.63ha)

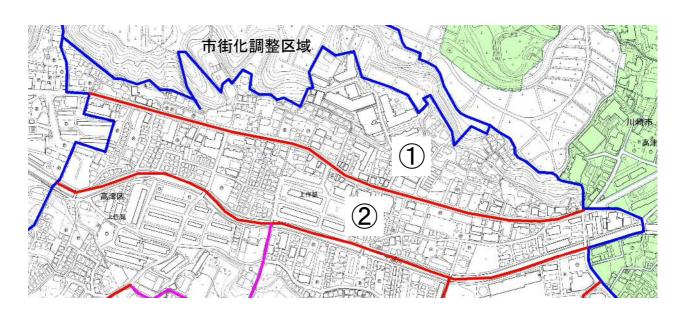
実 施 日:平成30年11月5日

令和元年10月15日

令和2年11月 9日

# 平瀬川北側・町割案(想定街区数 50)

案 1 赤色線:公道であり町界にできる線



組合せ:①(20街) ②(30街区)

案2

赤色線:公道であり町界にできる線 桃色線:公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線

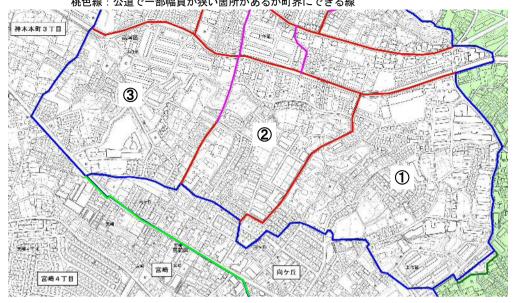


組合せ1:①+A(30街区) 組合せ2:① (25街区) ②+A(25街区)

# 平瀬川南側・町割案(想定街区数 110)

資料3-2

案1 赤色線:公道であり町界にできる線 桃色線:公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線

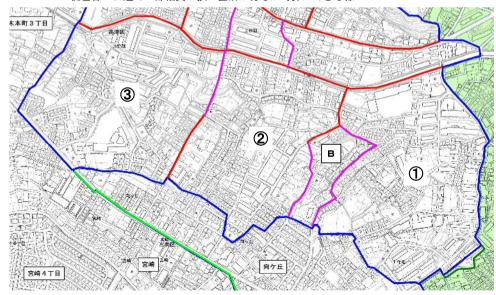


組合せ: ① (50街区)

② (30街区)

③ (30街区)

案2 赤色線:公道であり町界にできる線 桃色線:公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線



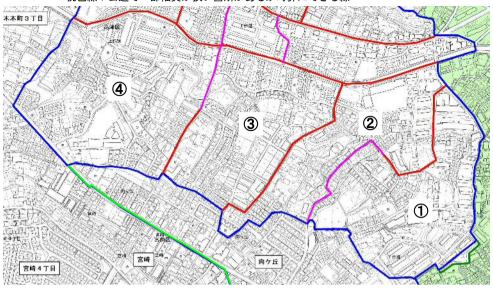
組合せ1:①+B(45街区) 組合せ2:① (35街区)

② (35街区) ②+B(45街区)

③ (30街区) ③ (30街区)

案3

赤色線:公道であり町界にできる線 桃色線:公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線



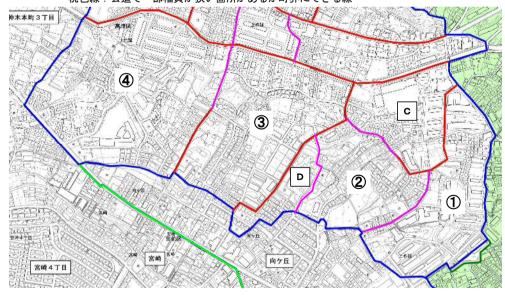
組合せ: ①(30街区)

② (20街区)

③ (30街区)

④ (30街区)

赤色線:公道であり町界にできる線 桃色線:公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線 案4



組合せ1:① 組合せ2:① 組合せ3:①+C(25街区)

(15街区) (15街区)

2+C+D 2+C 2+D

(35街区) (30街区) (25街区)

③ (30街区) ③+D (35街区) ③ (30街区)

④ (30街区) ④ (30街区) ④ (30街区)